

例 1)

令和 5 年の所得と比べ、令和 6 年の所得が減少し、「令和 6 年分推計所得税額 (令和 5 年所得)」 > 「令和 6 年分所得税額 (令和 6 年所得)」 となられた方

(事例)

令和 5 年所得に基づく推計所得税額が 5 万円、所得税分のみの定額減税額が 6 万円、当初調整給付額は 1 万円だったが、その後、令和 6 年所得が確定し、実績所得税額が 3 万円、所得税分のみの定額減税額が 6 万円となった場合

| 令和 5 年所得 | | > | 令和 6 年所得 | |
|----------|----------|---|-------------|----------|
| 推計所得税 | 50,000 円 | | 所得税額 (実績) | 30,000 円 |
| 定額減税額 | 60,000 円 | | 定額減税額 | 60,000 円 |
| ※所得税分のみ | | | ※所得税分のみ | |
| 当初調整給付額 | 10,000 円 | → | 不足額給付時調整給付額 | 30,000 円 |

↓

差額の 2 万円を不足額給付として支給
※端数は 1 万円単位に切上げ